



熊本県公報

号外 第 6 号

平成 29 年 2 月 28 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示第 1 4 5 号の 2

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 2 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本嘉島線	上益城郡嘉島町大字犬渕字塔ノ本 5 8 2 番 1 地先から 上益城郡嘉島町大字犬渕字居屋敷 2 5 2 番地先まで	729.75	災害復旧 事業に係 る迂回路

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 2 月 2 8 日